

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## 取引適正化

新型コロナウイルス感染症を理由に、下請け企業や立場の弱いフリーランスが不当な取引を強要されることがあってはなりません。国は以下の支援を講じています。

### 1. 下請け取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約 1,100 団体）を通じて、親事業者に発出しています。

※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

配慮要請の内容は以下の通りです。

【取引上のしわ寄せ防止（2月14日）】

①サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。

②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。

③下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

【納期や支払い等への一層の配慮（3月10日）】

①納期に遅れる可能性に留意し、納期に関し柔軟な対応を行うこと。

②原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。

③下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

④発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

【問い合わせ先】（親事業者から不当な発注等を受けた場合）

下請けかけこみ寺 0120-418-618

### 2. 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請しています。配慮要請内容は以下の通りです。

【取引上の適切な配慮】

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

（適正な対応の例）

- ・ 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- ・ 契約の変更の際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- ・ 契約の変更（一部解除）の際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

②個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日に各府省等へ配慮要請を発出。

【問い合わせ先】（親事業者から不当な発注等を受けた場合）

下請けかけこみ寺 0120-418-618

### 3. 官公需における配慮要請

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日に各府省等へ配慮要請を発出しています。配慮要請は以下の通りです。

①柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

②適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

③各府省等の官公需相談窓口における相談対応

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【相談窓口】

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan\\_ichiran.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan_ichiran.html)

#### 4. 下請けGメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリングを行っています。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用されます。

以下はヒアリングによる実態です。

- ・放送コンテンツ産業 「3月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」
- ・産業機械製造業 「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」
- ・建設機械製造業 「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買いたたきなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道 011-700-2251 東北 022-217-0417 関東 048-600-0324

中部 052-589-0170 近畿 06-6966-6037 中国 082-224-5745

四国 087-883-6423 九州 092-482-5450 沖縄 098-866-1755

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649